慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	利子歩合の平衡（二、完）
Sub Title	
Author	高城, 仙次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.7 (1918. 7) ,p.989(115)- 1011(137)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180701-0115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

a. O. S. 136)

此處に云ふ原則(Prinzip)とは銀行業務の原則を意味するものである。

八

總支出、純收入、及私經濟的收益の問題は經濟的經營關係の解剖と密接の關係がある、殊に私經濟的收益と資本金との關係を解剖するは興味なしとせず、是れ資本金の事業收益との關係を語るものである、而して此問題が目下我國に流行しつつある、銀行賃本金の增加の問題と交渉を生じ來るものにして他山の石以つて我れを磨くに足るものに富むが故に研究の要あるも、他日の研究に讓つた、首を廻して獨逸兼營銀行發展の歷史を回顧して、更らに頭を擧げて現代に於ける該銀行の狀を見れば、同銀行が徹頭徹尾獨逸經濟の需要に順應して生起、開展したることを知るのである。總收益の研究は經營形態の推移を明かにし、營業資金の解剖は、兼營銀行と外來資金との關係に導き、此問題は轉じて外來資金確實の問題となり、確實の問題は轉じて放資の種類及金額の問題となつた。此くの如くして銀行經濟的經營關係の中心點に至つたのであつた、獨逸銀行に對する過去の批難、及其批難より生ずる種々の改革案を羅致來りて、現今に於ける兼營銀行を批判若しくば律せんとするは大なる愚迂なるを知る、況んや、ボーゼニックの次言あるに於いておやである、曰く、

"Besonders gilt dier für einen des bedeutungsvollsten. "Tyhus" im modernen Bankwesen, ..., den wir jedoch "gemischte Bank" nennen wollen. ....., Auch hier gibt es, trotz vieler Versuche und reichlicher Vorarbeit, nicht viel, wenn man als das höchste wissenschaftliche Ziel die Darstellung des Bankwesens in einem umfasesenden und inhaltlich erschöpfenden System ansicht." a. a. O. Gleitwort.

上述の研究は此研究のみにては完璧を以つて許すこと能はず、內外に對する銀行經濟の意義と重要とを明かにせんとする前提論に過ぎざるのである、只獨逸兼營銀行を看做して、銀行業務の變則業務のみを營むものと爲し、或は又純然たる預金銀行制度を以つて、理想とし、其國民經濟の如何を顧慮せず、人爲的に之を創設するを得べしと爲すものに考慮の機會を尠少ながらも與ふれば拙文の起稿の目的の大半を達するものである、

Die Theorie an und für sich ist nichts als insofern sie uns an den Zusammenhang der Erscheinungen glauben macht. Geocthe, Sprüche in Prosa.

ギョーテの短言端的に吾人を敎導する所あるを知る。

利子步合の平衡（三、完）

高城仙次郎

第五節　地方間に於ける利子步合平衡の史的論證

地方間に於て純利子步合が一致するの傾向を有する結果として、純利子步合以外に手數料並に保險料を含有せる總利子步合即ち實際に資金の貸借間に授受せらるゝ契約利子の步合が金融關係を有する地方と地方との間に於て常に平衡點を求めんとするの趨勢を維持するものなることは既に前節に於て大正六年十二月中我國の各都市に行はれたる證券貸付金の利子步合の統計を用ひて立證したる所なるが、余は更に進んで利

子歩合の變遷が余の主張を支持するか否やを檢覈せんと欲す。蓋し、運輸交通機關の發達に連れて、地方間に於ける貨物の運賃費が益々輕減せらるゝに從ひ貨物の市價が全國一般に愈々平均せらるゝの傾向を有するものなると同じく、資金の送達も亦益々易く行はれ、地方間に於ける金融繁閑の差が漸次縮少せられ、純利子歩合は當然愈々平均せらるゝの傾向を有す可きなり。若し果して然らば、地方間に於ける實際に行はるゝ利子歩合の開きは年一年減少するものなりと論斷するを妨げざるなり。されど史實は果して此推理の正確なるを立證するや。

以上說述せる所をば利子歩合の變動史を以て論證せんと欲せば、前節に於て試みたると同じく保險料並に手數料を含むこと頗る少なき證券貸付利子の歩合の統計を援用す可きなれども、不幸にして全國各市區町に於ける證券貸付利子に關する大藏省の調査にして官報に發表せられたる統計は比較的最近に始まるに過ぎざるが故に、出來得る限り長期間の統計を用ゆるを可とする此種の比較研究には不適當なれば、已を得ず之よりも稍々長期に亘りて調査せられたる手形割引歩合の統計を引用して、利子歩合が最近二十年に於て如何なる程度迄地方的平衡作用を實現せるかを考察せんと欲す。

さて、官報に發表する大藏省の手形割引日歩に關する調査は本邦内地を本州中區、本州北區、本州西區、四國、九州、沖繩並に北海道の七區に分ち、各區内の市、區、町に行はるゝ各月中の最高及び最低歩合並に月末利息の三種に就きて行はるゝものなるが、予は比較研究を此中本州中區の月末利息に限定せり。予が内地全部に對する統計を用ひずして、本州中區のみを採りたるは、（第一）或る一推斷の論證のみと目的とする此種の統計的研究には必ずしも全國の統計に據らずとも、重要なる一地域に關する調査を材料として用ゆれば足れりと思惟したると、（第二）此目的の爲めには東京並に名古屋の二大金融市場を中心とし、東は宇都宮、西は大津、北は長野、富山、金澤、南は太平洋海岸を境とし、面積に於ては必ずしも最大區と云ふを得ざるも金利統計が他區に比して遙かに綿密なる本州中區を選擇するを至當と信ぜしが故なり。又、各月中の最高或は最低歩合を採らずして、月末歩合を選びたるは此種の比較研究には一ヶ月中と云ふが如き比較的長き期間に亘る各地に於ける歩合の變動を比較するよりは月末と云ふが如き一定の時日に於て授受せらるゝ利子の歩合が各地間に於て幾何の相違を維持せしかを見るを以て最も正確なる方法と看做す可きが故なりとす。

又、吾人の知らんと欲する所は單に各地に於ける割引歩合變動の大勢に外ならざるが故に、必ずしも每年每月の歩合を引用するの必要なきを以て、明治三十五年、同四十年、同四十五年並に大正六年の各一月々末に於ける本州中區に屬する五十一の市及び町の割引歩合のみを材料として最近二十ヶ年に於ける割引歩合の地方的平衡を計出することゝせり。此平衡作用の程度を推算する爲めに、予は先づ明治三十五年一月々末に於ける各地の割引歩合の平均を求め、次に此平均率と各地の割引歩合との差を計出し、最後に此等差の平均を計算せり。更に、予は明治四十年一月々末、明治四十五年一月々末並に大正六年一月々末に於ける各地の割引歩合に就きて同一の計算を試みたるに左の結果を得たり。

手形割引歩合（百圓に對する日歩）

地名	三十五年一月々末歩合	同上平均率との差	四十年一月々末歩合	同上平均率との差	四十五年一月々末歩合	同上平均率との差	大正六年一月々末歩合	同上平均率との差
	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢
東京	三・〇〇	〇・四一	二・〇四	〇・四二	一・九〇	〇・三九	一・七五	〇・三二
八王子	三・四〇	〇・〇一	二・六〇	〇・一四	二・一〇	〇・一九	一・五〇	〇・五七
横濱	三・二二	〇・一九	二・〇九	〇・三七	二・〇一	〇・二八	一・八〇	〇・二七
小田原	四・〇〇	〇・五九	二・二〇	〇・二六	二・七〇	〇・四一	二・四〇	〇・三三
川越	三・六三	〇・二二	二・七三	〇・二七	二・五〇	〇・二一	二・一八	〇・一一
熊谷	四・〇〇	〇・五九	三・〇〇	〇・五四	二・七〇	〇・四一	二・三〇	〇・二三
浦和	三・五〇	〇・〇九	二・二〇	〇・二六	二・〇〇	〇・二九	二・二〇	〇・二一
本庄	三・六〇	〇・一九	三・二〇	〇・七四	三・二〇	〇・九一	二・六五	〇・五八
土浦	四・一〇	〇・六九	二・八五	〇・三九	二・四五	〇・一六	二・四〇	〇・三三
古河	三・九〇	〇・四九	二・七〇	〇・二四	二・五五	〇・二六	二・二〇	〇・一三
宇都宮	三・五二	〇・一一	二・六〇	〇・一四	二・五〇	〇・二一	二・四三	〇・三六
足利	三・三〇	〇・一一	二・三〇	〇・一六	二・一〇	〇・一九	二・〇〇	〇・〇七
栃木	三・四〇	〇・〇一	二・五〇	〇・〇四	二・四〇	〇・一一	二・三三	〇・二六
前橋	三・六〇	〇・一九	二・六五	〇・一九	二・四〇	〇・一一	二・二〇	〇・一三
高崎	三・六〇	〇・一九	二・六五	〇・一九	二・五〇	〇・二一	二・一四	〇・〇七
桐生	三・四〇	〇・〇一	二・三〇	〇・一六	二・二〇	〇・〇九	二・〇五	〇・〇二
館林	三・四〇	〇・〇一	二・五〇	〇・〇四	二・四五	〇・一六	二・〇〇	〇・〇七
伊勢崎	三・五五	〇・一四	二・六〇	〇・一四	二・六〇	〇・三一	一・九一	〇・一六
長野	三・九五	〇・五四	二・四五	〇・一四	二・四五	〇・一六	一・九二	〇・一五
上田	三・六五	〇・二四	三・一〇	〇・六四	二・七〇	〇・四一	二・一〇	〇・〇三
飯田	四・〇〇	〇・五九	三・三〇	〇・八四	二・七〇	〇・四一	二・〇〇	〇・〇七
甲府	三・三〇	〇・一一	二・三五	〇・一一	二・一八	〇・一一	一・九三	〇・一四
靜岡	三・一二	〇・二九	二・〇七	〇・三九	二・三三	〇・〇四	二・〇九	〇・〇二
濱松	三・〇五	〇・三六	二・二五	〇・二一	二・三〇	〇・〇一	一・八七	〇・二〇
二俣	三・七〇	〇・二九	二・四〇	〇・〇六	二・六〇	〇・三一	二・五〇	〇・四三
掛川	三・五〇	〇・〇九	二・四〇	〇・〇六	二・六〇	〇・三一	二・一〇	〇・〇三
藤枝	三・五〇	〇・〇九	二・三〇	〇・一六	二・五〇	〇・二一	二・二五	〇・一八
名古屋	二・七四	〇・六七	二・〇六	〇・四〇	二・〇〇	〇・二九	一・六九	〇・三八
岡崎	二・八五	〇・五六	二・二〇	〇・二六	二・二〇	〇・〇九	一・六七	〇・四〇
一ノ宮	二・八〇	〇・六一	二・二〇	〇・二六	二・九〇	〇・三九	一・七〇	〇・三七
津	二・八〇	〇・六一	二・〇七	〇・三九	一・八〇	〇・四九	一・七五	〇・三二
四日市	二・七〇	〇・七一	二・一〇	〇・三六	一・八八	〇・四一	一・七三	〇・三四
桑名	二・八〇	〇・六一	二・一〇	〇・三六	二・〇〇	〇・二九	一・九〇	〇・一七
山田	二・八〇	〇・六一	二・四〇	〇・〇六	二・一〇	〇・一九	一・八〇	〇・二七
鷲尾	三・五〇	〇・〇九	二・七〇	〇・二四	二・四〇	〇・一一	二・三〇	〇・三三
岐阜	三・〇〇	〇・四一	一・八〇	〇・六六	一・九〇	〇・三九	一・六二	〇・四五
高山	三・八〇	〇・三九	三・〇〇	〇・五四	三・〇〇	〇・七一	二・四〇	〇・三三
大垣	三・〇五	〇・三六	三・七〇	一・二四	二・〇〇	〇・二九	一・八三	〇・二四
八幡	四・三〇	〇・八九	二・五〇	〇・〇四	三・三〇	一・〇一	二・五〇	〇・二二
彦根	二・七〇	〇・七一	一・九三	〇・五三	一・八三	〇・四六	一・八五	〇・二二
大津	三・〇〇	〇・四一	一・九〇	〇・五六	一・八〇	〇・四九	二・〇五	〇・〇二
長濱	三・〇〇	〇・四一	一・八〇	〇・六六	一・七五	〇・五四	一・七四	〇・三三
福井	三・六三	〇・二二	二・四三	〇・〇三	二・一〇	〇・一九	一・九三	〇・一四

敦賀	三・一三	〇・二八	二・一二	〇・三四	二・〇七	〇・二二	一・九〇	〇・一七
武生	三・七〇	〇・二九	二・八〇	〇・三四	一・八〇	〇・四九	二・一〇	〇・〇三
金澤	三・五三	〇・一二	二・四七	〇・〇一	二・一一	〇・一八	二・〇六	〇・〇一
七尾	三・九〇	〇・四九	三・〇〇	〇・五四	二・二〇	〇・〇九	二・二七	〇・二〇
大聖寺	三・七〇	〇・二九	二・三〇	〇・一六	二・三〇	〇・〇一	二・一〇	〇・〇三
富山	三・六〇	〇・一九	二・四七	〇・〇一	二・二三	〇・〇六	二・〇八	〇・〇一
高岡	三・四七	〇・〇六	二・五三	〇・〇七	二・二七	〇・〇二	二・一〇	〇・〇三
魚津	三・六〇	〇・一九	二・四〇	〇・〇六	二・一〇	〇・一九	二・三〇	〇・二三
平均	三・四一	〇・三三	二・四六	〇・三〇	二・二九	〇・二八	二・〇七	〇・二三

備考　一、表中一月々末の歩合は左の如く官報所載の金利表に據る。

三十五年一月々末歩合	明治三十五年四月二十三日の官報
四十年　同	同四十年四月十三日の官報
四十五年同	同四十五年四月十七日の官報
大正六年同	大正六年五月十一日の官報

二、大藏省の金利表は前表に載する五十一市町以外に尙ほ十數の市町に對する割引歩合を示せども、各月の調は常に必ずしも市町の全數に對する金利統計を收集せざるが故に、吾人の選擇せる四個の期日の全部に對して統計を載せたる前記五十一市町のみを採り、他の市町は省略せり。

右表に載せたる平均率のみを再錄せば左の如し。

期日	實際歩合の平均率 錢	平均率との差の平均 錢	同四十五年一月々末	二・二九	〇・二八
明治三十五年一月々末	三・四一	〇・三三	大正六年一月々末	二・〇七	〇・二三
同四十年一月々末	二・四六	〇・三〇			

斯くの如く、本州中區五十一市町に於ける手形割引歩合の平均率は明治三十五年一月々末には三錢四厘一毛なりしに大正六年一月々末には二錢〇七毛に低落せるが、茲に吾人が特筆大書す可きは本州中區全體の平均割引歩合と各地の實際歩合との開きの平均が明治三十五年一月々末には三厘三毛なりしに、五年後の同四十年一月々末には三厘更に五年後の同四十五年一月々末には二厘八毛又更に其の五年後なる大正六年一月々末には二厘三毛、に遞減せるの一事に外ならず。斯くの如く平均率と實際歩合との差の平均が漸次縮少せるは割引歩合が地方間に於て平衡點を求めつゝあるの事實を立證するものに非ずや。蓋し割引歩合の平均と各地の歩合との差が減少することは取りも直さず各地間に於ける歩合の開きの縮少を意味するものなるを以てなり。

第六節　國際間に於ける利子歩合の平衡

最後に吾人の考究せんと欲するは國と國との間に於ける利子歩合平衡の程度に外ならざるが、既に上文に於て吾人が一地方の融通階級間に存する金利の平衡作用に關する推斷をば直ちに地方と地方との間に實現せらるゝ利子歩合の平均に對して適用したると同じく、此地方的金利平衡作用の理論を應用して國際間の同一作用を說述するを妨げず。蓋し現今に於けるが如く、各文明國間に資金の貸借が頻繁に行はれ、國際間の金融關係が漸次密接に爲りつゝある際に於ては、國と國との間に存する利子歩合の等差は益々縮少せらるゝに至るは理の當然なるを以てなり。而かも此場合に於ても、吾人は金利の平衡作用が(一)純利子歩合の均等並に(二)手數料及び保險料の一般的低落を通じて行はるゝものなることを記憶せざる可からず。從つて、金利が世界的に平均點を求めつゝあることをば利子歩合の統計に依りて證明するを得るとするも、其平衡が主として純利子の均一作用の誘致せる

ものなるか、或は主として手數料並に保險料の一般的低下に依りて實現せられたるものなるかを知るは容易ならず。概して之を論ずれば、一般的に此兩原因が働きつゝあるものと推斷するを最も穩當なる見解と看做す可きが如し。そは兎もあれ、金利の統計は果して國際間に於ける金利の等差が漸次縮少するの傾向を呈することを證明せりや。予は此問題を解決する爲めに、歐洲列强の首府たる倫敦、巴里、伯林、維納、聖彼得堡、ブラッセル、アムステルダム、羅馬、德里、里斯本、ストックホルム、クリステイアニア、コーペンハーゲンの十三市及び瑞西に於て千八百九十五年より千九百十三年に至る十九ヶ年間に行はれたる各當該紙幣發行銀行の公定割引歩合の各年平均を比較して、各年に就き其中最も高き歩合と最も低き歩合を左表に摘載し、且つ同時に此兩歩合の開きを計出附記したり。

年	最高歩合		最低歩合		兩者の開
	分		分		分
一八九五	六・〇八	（聖彼得堡）	二・〇〇	（倫　敦）	四・〇八
一八九六	六・三三	（同　上）	二・〇〇	（巴　里）	四・三三
一八九七	六・〇〇	（聖彼得堡並に里斯本）	二・〇〇	（同　上）	四・〇〇
一八九八	六・〇〇	（里斯本）	二・二〇	（同　上）	三・八〇
一八九九	五・九六	（クリステイアニア）	三・〇六	（同　上）	二・九〇
一九〇〇	六・五〇	（同　上）	三・二四	（同　上）	三・二六
一九〇一	五・六七	（同　上）	三・〇〇	（同　上）	二・六七
一九〇二	五・五〇	（里斯本）	三・〇〇	（巴里、ブラッセル、アムステルダム）	二・五〇
一九〇三	五・五〇	（同　上）	三・〇〇	（巴　里）	二・五〇
一九〇四	五・五〇	（里斯本）	三・〇〇	（巴里、ブラッセル）	二・五〇
一九〇五	五・六四	（聖彼得堡）	三・〇〇	（巴里、倫敦）	二・六四
一九〇六	七・二七	（同　上）	三・〇〇	（巴　里）	四・二七
一九〇七	七・一二	（同　上）	三・四六	（同　上）	三・六六
一九〇八	六・一七	（コーペンハーゲン）	三・〇二	（倫　敦）	三・一五
一九〇九	六・〇〇	（里斯本）	二・八八	（アムステルダム）	三・一二
一九一〇	六・〇〇	（同　上）	三・〇〇	（巴　里）	三・〇〇
一九一一	六・〇〇	（同　上）	三・一四	（同　上）	二・八六
一九一二	六・〇〇	（同　上）	三・三七	（同　上）	二・六三
一九一三	六・〇〇	（里斯本聖彼得堡）	四・〇〇	（同　上）	二・〇〇

備考　一、本表は我大藏省理財局の編纂に係る「大正三年七月調金融事項參考書」（外國之部第三卷）に載せたる統計に基きて作製せり。

二、特に典據を明示せる場合を除き、以下本節に載する他表も亦同じ。

三、大藏省の調査には聖彼得堡の金利は最高率の平均と最低率の平均とを載せたるも、本表の作製は最低率の平均のみに據れり。

右表に示すが如く、最高歩合と最低歩合との差は千八百九十五年には四分〇八毛、翌年には四分三厘三毛なりしが、其後高低常なきの狀態を呈したり。されど概して云へば、上述十四發券銀行の公定割引歩合の間に於ける最大の開きは漸次縮少さるゝ傾向を示し、千九百十二年には二分六厘三毛、翌十三年には二分に遞減せり。更に、右十九ヶ年の前半十ヶ年間に於ける金利

等差の平均は三分二厘五毛四絲なるに、後半の九ヶ年間の平均は三分〇三毛七絲に過ぎざるを見ても、純利子歩合が歐洲各國間に於て漸次均衡を求めんとせるは明かなり。

以上は十四發券銀行間に於ける金利等差の變遷を概括的に指示せるものなるが、吾人は更に進んで、一層綿密に利子歩合平衡の傾向を闡明せんと欲す。予は不完全ながら此目的を達せんが爲めに、先づ各年度に於ける上記十四發券銀行公定割引年平均の總平均率を求め次に此總平均率と各發券銀行の平均歩合との差を計算し、最後に更に此差の平均を算出せり。此最後の平均は即ち十四ヶ國間に於ける金利平衡の度合を示すものなりとす。左表は茲に説明せる計算の結果なり。

年	總平均率	倫敦	巴里	伯林	維納	聖彼得堡	プラッセル	アムステルダム	瑞西	羅馬	德里	斯本	ストックホルム	クリスティアニア	コーペンハーゲン	平均
平均率と實際歩合との開き																
一八九五	一分〇四	〇・八九	一・一九	〇・〇四	〇・六九	一・一九	一・一九	〇・九五	〇・一四	〇・八二	〇・三一	一・三一	〇・四二	〇・七一	〇・三一	〇・七三
一八九六	一分一九	一・一四	一・一四	一・一四	〇・四四	一・五〇	〇・八七	一・四六	〇・〇九	〇・八六	〇・三六	〇・三六	〇・五七	〇・七二	〇・一六	〇・七九
一八九七	一分一六	〇・五五	〇・八一	一・八一	〇・三四	二・四六	〇・九七	〇・七〇	〇・三四	〇・一九	〇・二二	一・二二	〇・六九	〇・三七	〇・九〇	〇・六九
一八九八	一分一九	〇・三六	五・二八	一・五七	〇・七五	〇・八八	一・八四	〇・一八	〇・一〇	〇・二一	〇・七八	一・三七	一・一八	〇・七二	〇・九〇	〇・六四
一八九九	一分一九	〇・七二	四・六二	一・六〇	〇・一六	〇・三四	一・三七	〇・一六	〇・五九	〇・四二	一・一二	一・六六	〇・八二	〇・七二	〇・九〇	〇・九七
一九〇〇	一分一九	〇・七七	四・八三	一・六二	〇・七七	〇・三四	一・〇五	〇・八六	〇・八九	〇・八七	〇・三七	一・八七	〇・五六	〇・二三	〇・五六	〇・八二
一九〇一	一分一九	〇・六六	四・三七	一・三七	〇・二七	〇・二九	〇・七九	〇・九五	〇・〇六	〇・六四	〇・二二	一・二七	〇・〇八	〇・二七	〇・五一	〇・六〇
一九〇二	一分一九	〇・三〇	三・九五	〇・九五	〇・六二	〇・四〇	〇・六二	〇・九七	〇・三八	〇・八五	〇・二三	一・三六	〇・〇八	〇・二七	〇・五九	〇・六〇
一九〇三	一分一九	〇・三九	四・一四	一・一四	〇・三〇	〇・六四	〇・三六	〇・九七	〇・一七	〇・六六	〇・二三	一・三六	〇・五九	〇・三六	〇・五九	〇・六〇

右表に示すが如く、千八百九十五年以來歐洲十四ヶ國の中央銀行公定割引歩合の平衡は漸次其程度を增加せり。此十四銀行公定歩合間に於ける開きの平均を再記せば左の如し。

年次	利差の平均	年次	利差の平均
一八九五	一・〇九分	一九〇五	〇・七九分
一八九六	〇・九〇	一九〇六	〇・六九
一八九七	〇・九四	一九〇七	〇・六四
一八九八	〇・八一	一九〇八	〇・九七
一八九九	〇・七三	一九〇九	〇・八二
一九〇〇	〇・八三	一九一〇	〇・六〇
一九〇一	〇・八四	一九一一	〇・五一
一九〇二	〇・六六	一九一二	〇・五九
一九〇三	〇・六〇	一九一三	〇・六〇
一九〇四	〇・七三	平均	〇・七五五

即ち利差の平均は千八百九十五年には一分〇九毛なりしに、千九百十三年には僅々六厘に減退せるを見るなり。更に此十九ヶ年の前半十年間に於ける利差の平均は八分一厘三毛なるに、後半九ヶ年間の平均は六分九厘に過ぎず是れ歐洲各國間に於て金利が漸次平均せられんとするの傾向を立證するものに非ずして何ぞや。

更に、歐洲に於ける此金利均衡の大勢と我國に於ける金利平衡の度合とを比較するに、前者が後者に優れるを見るなり。前節に載せたる金利變動表に據るに、本邦中區に於ける大正六年一月々末の利差平均は百圓に付日歩二厘三毛に上れり。日歩二厘三毛は年利に換算すれば、八厘三毛九絲五に當る。然るに、最近十九ヶ年間に於ける歐洲利差の平均は七厘五毛五絲に過ぎず更に、後半九ヶ年の平均は上述の如く六厘九毛にして、千九百十三年度の平均も亦六厘を出でざるなり。されば、孰れの場合に於ても、歐洲利差の平均は本邦中區の利差平均よりも低位を保てるを見る。是れ歐洲各國間の金融關係が我國の各市町村の間に存する資金移動の關係よりも密接なることを暗示するものなるか。

次に、予は歐洲列强の中央銀行中に於て最も重要なる地位を占むる英蘭銀行、佛蘭西銀行及び獨逸銀行の公定割引歩合間に存する金利等差の割合を計出し、歐洲の三大金融市場たる倫敦、巴里並に伯林の三大都市の間に於ける利子歩合平衡の程度を知らんと欲す。之に對しても、予は以前と同一の方法を用ひ、左の如く三大銀行間の利差平均を算出せり。

（一）

年次	公定割引歩合年平均 英蘭銀行	佛蘭西銀行	獨逸帝國銀行	同上の平均
一八四五	二・六八三分	四・〇〇分	四・〇二九分	三・五七一分
一八四六	三・三二五	四・〇〇〇	四・六七九	四・〇〇一
一八四七	五・一七五	五・〇〇八	四・八四二	五・〇〇八
一八四八	三・七二一	四・〇〇〇	四・六六三	四・一二八
一八四九	二・九二九	四・〇〇〇	四・〇四二	三・六五七
一八五〇	二・五〇四	四・〇〇〇	四・〇〇〇	三・五〇一
一八五一	三・〇〇〇	四・〇〇〇	四・〇〇〇	三・六六七
一八五二	二・一五〇	三・一七九	四・〇〇〇	三・一一〇
一八五三	三・六九二	三・二三八	四・〇二一	三・六五〇
一八五四	五・一一三	四・三二五	四・三七一	四・六〇三
一八五五	四・八九二	四・四四六	四・〇七一	四・四七〇
一八五六	六・〇五八	五・五〇八	四・九四二	五・五〇三
一八五七	六・六六三	六・一六三	五・七七九	六・二〇二

（二）（三）

年次	（一）と（二）の差 英蘭銀行	佛蘭西銀行	獨逸帝國銀行	（三）の平均
一八四五	〇・八八八分	〇・四二九分	〇・四五八分	〇・五九二分
一八四六	〇・六七六	〇・〇〇一	〇・六七八	〇・四五二
一八四七	〇・一六七	——	〇・一六六	〇・一一一
一八四八	〇・四〇七	〇・一二八	〇・五三五	〇・三五七
一八四九	〇・七二八	〇・三四三	〇・三八五	〇・四八五
一八五〇	〇・九九七	〇・四九九	〇・四九九	〇・六六五
一八五一	〇・六六七	〇・三三三	〇・三三三	〇・四四四
一八五二	〇・九六〇	〇・〇六九	〇・八九〇	〇・六四〇
一八五三	〇・〇四二	〇・四一二	〇・三七一	〇・二七五
一八五四	〇・五一〇	〇・二七八	〇・二三二	〇・三四〇
一八五五	〇・四二二	〇・〇二四	〇・三九九	〇・二八二
一八五六	〇・五五五	〇・〇〇五	〇・五六一	〇・三七四
一八五七	〇・四六一	〇・〇三九	〇・四二三	〇・三〇八

一八五八	三・二二九	三・七〇〇	四・一二九	三・六八六	〇・〇一四	〇・四四三	〇・三〇五
一八五九	二・七二九	三・四六七	四・二一三	三・四七〇	〇・七四一	〇・〇〇三	〇・七四三	〇・四九六
一八六〇	四・一七九	三・六二九	四・〇〇〇	三・九三六	〇・三〇七	〇・二四三	〇・二〇五
一八六一	五・二六七	五・五五四	四・〇〇〇	四・九四〇	〇・六一四	〇・九四〇	〇・六二七
一八六二	二・五二九	三・七五四	四・〇〇〇	三・四二八	〇・三二六	〇・五七二	〇・五九九
一八六三	四・四〇八	四・六五四	四・〇七五	四・三七九	〇・〇二九	〇・二七五	〇・二〇三
一八六四	七・四〇〇	六・五二九	五・三二一	六・四一七	〇・九八三	〇・一一二	〇・三〇四
一八六五	四・七六七	三・六九六	四・九四六	四・四七〇	〇・二九七	〇・七七四	〇・五一六
一八六六	六・九五〇	三・六七五	六・二二一	五・六一五	一・三三五	一・九四〇	〇・六〇六
一八六七	二・五三八	二・七〇〇	四・〇〇〇	三・〇七九	〇・五四一	〇・三七九	〇・九二一
一八六八	二・〇九六	二・五〇〇	四・〇〇〇	二・八六五	〇・七六九	〇・三六五	一・一三五
一八六九	三・二〇八	二・五〇〇	四・二四六	三・三一八	〇・一一〇	〇・八一八	〇・九二八
一八七〇	三・一〇〇	三・九八三	四・八七九	三・九八七	〇・八八七	〇・〇〇四	〇・八九二
一八七一	二・八八三	五・七一三	四・一三八	四・二四五	一・三六二	一・四六八	〇・一〇七
一八七二	四・一〇〇	五・一三八	四・二八三	四・五〇七	〇・四〇七	〇・六三一	〇・二二四
一八七三	四・七九二	五・一四二	四・九六七	四・九六七	〇・一七五	〇・一七五	—
一八七四	三・六九二	四・三〇八	四・三八三	四・一二八	〇・四三六	〇・一八〇	〇・二五五
一八七五	三・二三三	四・〇〇〇	四・六七九	三・九七一	〇・七三八	〇・〇二九	〇・七〇八
一八七六	二・六〇四	三・四〇八	四・一六三	三・三九二	〇・七八八	〇・〇一六	〇・七七一
一八七七	二・九〇〇	二・二六三	四・四二九	三・一九七	〇・二九七	〇・九三四	〇・九三四
一八七八	三・七八三	二・二〇八	四・三三八	三・四四三	〇・三四〇	一・二三五	〇・八九五
一八七九	二・五一七	二・五九二	三・七〇〇	二・九三六	〇・四一九	〇・三四四	〇・七六四
一八八〇	二・七六七	二・八四二	四・二四二	三・二八四	〇・五一七	〇・四四二	〇・九五八

一八八一	三・五〇〇	三・八七五	四・四二五	三・九三三	〇・四三三	〇・〇五八	〇・四九二
一八八二	四・一三三	三・七六七	四・五二一	四・一四〇	〇・〇〇七	〇・三七三	〇・二五四
一八八三	三・五六七	三・〇七一	四・一三三	三・五九〇	〇・五一九	〇・五四三	〇・三六二
一八八四	二・九五四	三・〇〇〇	四・〇〇〇	三・三一八	〇・三六四	〇・三一八	〇・六八二
一八八五	二・八七九	三・〇〇〇	四・一二一	三・三三三	〇・四五四	〇・三三三	〇・七八八
一八八六	三・〇五〇	三・〇〇〇	三・二八三	三・一一一	〇・〇六一	〇・一一一	〇・一七二
一八八七	三・三五〇	三・〇〇〇	三・一四一七	三・二五六	〇・〇九四	〇・二五六	〇・一六一
一八八八	三・二九六	三・〇九七	三・三二五	三・二三九	〇・〇五七	〇・一四三	〇・〇八六
一八八九	三・〇八三	三・五四六	三・四三六	三・四三六	〇・一一〇	〇・三五三	〇・二四三
一八九〇	四・五二一	三・〇〇〇	四・五二一	四・〇七九	〇・五〇七	一・〇一四	〇・七七五
一八九一	三・二五八	三・〇〇〇	三・七八八	三・三四九	〇・〇九一	〇・三四九	〇・四三九
一八九二	二・五二五	二・七〇〇	三・二一三	二・八一三	〇・二八八	〇・一一三	〇・四〇〇
一八九三	三・〇五四	二・五〇〇	四・〇七五	三・二一〇	〇・一五六	〇・七一〇	〇・四〇〇
一八九四	二・一一三	二・五〇〇	三・一二五	二・五七九	〇・四六六	〇・〇七九	〇・五四六
一八九五	二・〇〇〇	二・一〇〇	三・一三八	二・四一三	〇・四一三	〇・三一三	〇・七二五
一八九六	二・四八三	二・〇〇〇	三・六六七	二・七一七	〇・二三四	〇・七一七	〇・九五〇
一八九七	二・六三三	二・〇〇〇	三・八〇八	二・八一四	〇・一八一	〇・八一四	〇・六六三
一八九八	三・二四六	二・〇〇〇	四・二七一	三・二三九	〇・〇〇七	〇・〇〇九	〇・六九三
一八九九	三・七五四	三・〇六三	五・〇四二	三・九五三	〇・一九九	〇・八九〇	〇・六七六
一九〇〇	三・九六三	三・二三八	五・三二五	四・一七五	〇・二二二	〇・九三七	一・一五〇
一九〇一	三・七一七	三・〇〇〇	四・〇九六	三・三三二	〇・一一三	〇・六〇四	〇・七六六
一九〇二	三・三二九	三・〇〇〇	三・三二五	三・二一八	〇・一一一	〇・二一八	〇・四〇三
一九〇三	三・七五〇	三・〇〇〇	三・八三八	三・五二九	〇・二二一	〇・五二九	〇・三五三

一九〇四	三・三〇四	三・〇〇〇	四・二二九	三・五一一	〇・二〇七	〇・五一一	〇・七一八	〇・四七九
一九〇五	三・〇〇四	三・〇〇〇	三・八一三	三・二七二	〇・二六八	〇・二七二	〇・五四一	〇・三六〇
一九〇六	四・二六三	三・〇〇〇	五・一四六	四・一三六	〇・一二七	一・一三六	一・〇一〇	〇・七五八
一九〇七	四・九二一	三・四六三	六・〇二九	四・八〇四	〇・一一七	一・三四一	一・二二五	〇・八九四
一九〇八	三・〇一七	三・〇五〇	四・七七五	三・六一四	〇・五九七	〇・五六四	〇・七七四	
一九〇九	三・〇一三	三・〇〇〇	三・九二一	三・三一一	〇・二九八	〇・三一一	一・一六一	〇・四〇六
一九一〇	三・七二一	三・〇〇〇	四・三四六	三・六八九	〇・〇三二	〇・六八九	〇・六一〇	〇・四五九
一九一一	三・四六七	三・一三八	四・三九六	三・六六七	〇・二〇〇	〇・五二九	〇・六五七	〇・四八六
一九一二	三・七七四	三・三七四	四・九四三	四・〇三〇	〇・二五六	〇・六五六	〇・七二九	〇・六〇八
一九一三	四・七七〇	四・〇〇〇	五・八八〇	四・八八三	〇・一一三	〇・八八三	〇・九九七	〇・六六四
								〇・四九二
平均								

備考　獨逸帝國銀行は千八百七十五年に設立されたるものなるを以て、夫れ以前に對しては普魯西銀行の歩合を採れり。

右表に示すが如く、千八百四十五年以降千九百十三年に至る六十九年間に亘る英、佛、獨三大銀行利差の平均は千八百六十六年度の一分二厚九毛四絲を最高とし、千八百八十八年度の九毛五絲を最低とせるが、六十九ヶ年の總平均は四厘九毛二絲に當れり。此總平均は前掲歐洲十四發券銀行（此三大銀行を含む）間の利差の總平均よりも低位に在り。されど、前者は六十九ヶ年の平均なるに、後者は僅々十九ヶ年間の利差を平均せるに過ぎざるを以て、此兩者間に正確なる比較を試みること能はざるは明かなるが故に左の如く同一期間に於ける兩平均を對照せしむることゝせり。

年代	十四銀行歩合等差の平均 分	三銀行歩合等差の平均 分
一八九五―一九一三	〇・七五五	〇・五六六
一八九五―一九〇四	〇・八一三	〇・五三五

一八九〇五―一九一三	〇・六九〇	〇・六〇一	九百八十年より千九百十三年に至る三十四ヶ年の平均は四厘七毛に當れるを以て、ピール條例實施以後金利が英佛獨間に於て益々平衡點を求めんとせるものなるかの觀ありと云ふを得るが如し。					

前表に示すが如く、千八百九十五年より千九百十三年に至る十九ヶ年を取れば、十四銀行のみの利差平均は五厘六毛六絲に過ぎず。又千八百九十五年より千九百十三年迄の十ヶ年を取れば前者は八厘一毛三絲に上れるに反し後者は僅々五厘三毛五絲を出でざるなり。尚ほ其後の九ヶ年を取るも、前者の六厘九毛に對し、後者は六厘〇一絲を示すに止まれり。是れ英佛獨三ヶ國間のみに於ける資金の流動が歐洲各國間に於けるよりも概して圓滑に行はるゝものなることを指示するものなるか。

更に、千八百四十五年以降千九百十三年に至る六十九ヶ年の前半期、即ち千八百四十五年より千八百七十九年に至る三十五ヶ年間の三大銀行利差平均は五厘一毛なるに、其後半、即ち千

されど、仔細に前掲利差表を觀るに、三大銀行歩合等差の各年平均は遞減の傾向を示すものに非ざるを看取するに難からず。今、六十九年間に亘る利差平均變動の大勢を明かにする爲めに、左に十ヶ年平均を掲出すること、せり。

年代	利差平均の平均 分
一八四五―一八五四	〇・四三六一
一八五五―一八六四	〇・四一二九
一八六五―一八七四	〇・六二〇〇
一八七五―一八八四	〇・五二〇八
一八八五―一八九四	〇・三三一七
一八九五―一九〇四	〇・五三四六
一九〇五―一九一三	〇・六〇一〇

右表に明示するが如く、最初の十ヶ年平均は

四厘強なりしに、其後漸昂して第三の十ヶ年平均は六厘強に上り第四期には五厘強に減少し其次の十ヶ年には俄然三厘強に低落せしも爾來再び遞增して最後の九ヶ年には六厘臺に達せり。勿論國際間に在りては資金の送達には多少の費用を要する外に、保險料及び手數料等も國に依りて其率を異にするものなるが故に、割引歩合が英佛獨三ヶ國間に於て若干の開きを維持す可きは理の當然なりとす。此開きが幾何に上る可きものなるやは正確に推定することを得ざれども、金融關係も頗る密接なる上記三ヶ國に於て一世紀間の大半を通じて實現されたる利差の十ヶ年平均中の最低、即ち千八百八十五年より千八百九十四年に至る十ヶ年間の三厘三毛は或は歐洲三大强國間に於ける利子均衡の最大限度を示すものに非ざるか。（註一）平時に於ける英佛間の正貨現送費は一磅に付約十サンチーム、即ち千磅に付約四磅にして、英獨間の現送費は一磅に付約十フェニヒ、即ち千磅に付五磅に相當するを以て、英國と佛獨との間に於ける現送費は約千分の四乃至五と看做すを得可し。（註二）從つて、英國と他の二國との間に於ける純利子歩合は年四厘乃至五厘の開きを維持するとあるも何等怪む可きに非す。而して、實際歩合の開きの十ヶ年平均は上述の如く年三厘と六厘との間を上下せるを以て、英佛獨三ヶ國に於ては前世紀の初半以來今次大戰亂勃發前迄は金利の平衡が殆んど完全に行はれ居りたりと云ふことを得んか。

歐洲各國間殊に英佛獨間に於る利子歩合の平衡作用は斯くの如く比較的完全に行はるゝ傾向を有するものなるが、英國と米國との間に於ける其平衡の程度は果して如何。左表は英蘭銀行の公定割引歩合と紐育市商業手形割引歩合との年平均並此兩者間の開きを示すものなりとす。

年次	倫敦	紐育	兩者の開
	分	分	分
一八九五	二・〇〇	三・八七	一・八七
一八九六	二・四八	五・八八	三・四〇
一八九七	二・六三	三・八七	一・二四
一八九八	三・二五	四・二三	〇・九八
一八九九	三・七五	四・二八	〇・五三
一九〇〇	三・九六	四・七四	〇・七八
一九〇一	三・七二	四・四八	〇・七六
一九〇二	三・三三	五・〇五	一・七二
一九〇三	三・七五	五・五一	一・七六
一九〇四	三・三〇	四・三〇	一・〇〇
一九〇五	三・〇〇	四・三四	一・三四
一九〇六	四・二六	五・六三	一・三七
一九〇七	四・九二	六・二八	一・三六
一九〇八	三・〇二	四・六二	一・六〇
一九〇九	三・〇一	三・九二	〇・九一
一九一〇	三・七二	五・〇七	一・三五
一九一一	三・四七	二・五六	〇・九一
一九一二	三・七七	三・七〇	〇・〇七
一九一三	四・七七	三・二〇	一・五七
平均			一・二九一

右表に示すが如く、千八百九十五年以降千九百十三年迄の十九ヶ年間に於ける倫敦紐育間の利差の總平均は一分二厘九毛一絲に當れり。之を同期間内に於ける英佛獨三ヶ國間に存せし利差の總平均五厘六毛六絲と比較するに、前者は後者の二倍以上に當れるを見るなり。是れ英米兩國間に於ける金融關係が英佛獨間に於けるが如く密接ならざるを證明するものなりとす。平時に於ける英佛間並に英獨間の正貨輸送費が千分の四乃至五なるに對し、倫敦紐育間の現送費も亦同じく千分の五内外と看做さるゝの常なるが（註三）若し斯くの如く、倫敦紐育間の現送費が英佛獨間に於けると略ぼ同一ならば、利差も亦兩者間に於て略ぼ一致す可き筈なるに、事實が其の然らざるを指示せるは何故なるや。英佛獨間に在りては國土の近接、銀行制度並に商習慣の近似等の事情よりして、資金の輸出回收が容易に行はるゝ結果、利子歩合の開きが常に正貨現送費を限度として減少せらるゝの傾向を有す

るに反し、英米兩國間に在りては、少くとも米國の準備銀行制度の實施以前に於て、銀行制度及び商習慣等が英佛獨間に於けるよりも著しく相違せしのみならず、距離の遠隔は自ら資金供給者に不安の感を與ふるが爲め、兩國間に於ける資金の流動は歐洲諸國間に於けるが如く圓滑に行はれざりしなり。換言すれば、米國に對する英國の資金供給者は資金の融通に對して純利子以外に英佛獨間に於けるよりも一層高率の保險料を要求するが爲め、英米兩國間の利差は歐洲諸強國間に於けるよりも著しく高率に上れるなり。

而かも、英米間の利差は斯くの如く高率に上れりと雖も、其程度は遞減するの傾向を有せるが如し。如何となれば、千八百九十五年より千九百〇四年に至る十ヶ年に於ける利差の平均は一分四厘〇四絲なるに、千九百〇四年以降の九ヶ年間の平均は一分一厘六毛四絲に減少せるを以てなり。是れ吾人の期待に適合するものなりと謂つ可し。

以上英米間の金融關係に就きて論述せる所は直ちに遷して日英間の關係に適用するを妨げず。唯、其程度に於て差あるのみ。從つて、倫敦東京間の利差は倫敦紐育間の利差よりも更に一層著しきものあるを期待するを當然とす。されど、事實は果して之を證明せりや。左に掲ぐる表は千八百九十五年以降千九百十三年に至る十三ヶ年間に於ける英蘭銀行公定割引歩合の各年平均及び東京市に於ける市中銀行手形割引歩合の各年平均並に此兩者の等差なりとす。（註四）

年次	倫敦	東京	兩者の開
	分	分	分
一八九五	二・〇〇	九・八九	七・八九
一八九六	二・四八	九・四五	六・九七
一八九七	二・六三	一〇・三三	七・七〇
一八九八	三・二五	一一・四二	八・一七
一八九九	三・七五	八・四三	四・六八
一九〇〇	三・九六	一〇・五九	六・六三
一九〇一	三・七二	一一・六一	七・八九
一九〇二	三・三三	九・七五	六・四二
一九〇三	三・七五	七・六七	三・九二
一九〇四	三・三〇	七・八八	四・五八
一九〇五	三・〇〇	八・七六	五・七六
一九〇六	四・二六	七・八八	三・六二
一九〇七	四・九二	七・九二	三・〇〇
一九〇八	三・〇二	九・二七	六・二五
一九〇九	三・〇一	七・六三	四・六二
一九一〇	三・七二	五・七七	二・〇五
一九一一	三・四七	五・九一	二・四四
一九一二	三・七七	七・二六	三・四九
一九一三	四・七七	八・四〇	三・六三
平均			五・二四九

備考　東京歩合は大藏省理財局編纂（大正四年四月調）「金融事項參考書」（內國之部）に載する東京金利表に據る。

右表に示すが如く、十九ヶ年間に亘る倫敦東京間の利差平均は五分二厘四毛九絲に上れり。

今之を英佛獨間並に倫敦紐育間の利差と比較すれば左の如し。

年代	英佛獨間利差の平均	倫敦紐育間利差の平均	倫敦東京間利差の平均
	分	分	分
一八九五—一九一三	〇・五六六	一・二九一	五・二四九
一八九五—一九〇四	〇・五三五	一・四〇四	六・四八五
一九〇五—一九一三	〇・六〇一	一・一六四	三・八七三

斯くの如く、千八百九十五年より千九百十三年に至る十九ヶ年間の平均を取れば、倫敦東京間の利差は英佛獨間の利差の九倍強、倫敦紐育間の利差の四倍強に上り、千八百九十五年より千九百〇四年に至る十ヶ年間の平均を標準とすれば、此兩割合は十二倍強と四倍半強とに當り、千九百〇五年より千九百十三年に至る九ヶ年間の平均を比較すれば、六倍半弱と三倍強と示せり。勿論、日英間の正貨輸送は英佛獨間に於けるも多額の費用を要するを以て、利差も當然多かる可きなり。されど、正貨輸送費の差のみを

以て叙上の如き高率なる利差の唯一の原因と看做すことを得ず。如何となれば、日英間の現送費は高率に上るとは云へ、千分の十内外（註五）にして、英獨間の現送費に比して千分の五六内外の高率を保てるに過ぎざればなり。從つて、日英間の利差が日佛獨間の利差の二倍内外ならば、兩者の相違は現送費の多少に依りて誘致せられたるものなりと云ふを得んも、夫れ以上の懸隔は國際的貸借上の保險料に起因するものと看做す可きが如し。

過去に於ける日英間の利差は斯くの如く頗る高率に上れども前表に示すが如く、千八百九十五年より千九百〇四年に至る十ヶ年間の平均が六分四厘八毛五絲なりしに、其後の九ヶ年間の平均が三分八厘七毛三絲に過ぎざるを以て、日英間に於ける金融關係が益々密接と爲りつゝあるを知るに難からざるなり。戰時中は種々の變態的事情の存するものなれば、金利の國際的關係に就きて、斷定的の豫想を試みるを避けざる可からざるも、平和恢復後には歐米各國と我國との間に於ては金利の平衡が從前よりも著しく行はるゝに至る可しと信ず。

註一、或年度に於ては利差の平均が遙かに此以下に降りたることあれど――例へば一八四七年の一厘一毛一絲、一八七三年の一厘一毛七絲、一八八六年の一厘一毛五絲一八八八年の九毛五絲等――斯くの如き利差の縮少は利子歩合平衡作用の誘致せしものと云ふよりは寧ろ偶然の歩合にして、例外と看做す可きものなる可し。

註二、George Clare. : A Money-Muriket Primer 2 nd ed (1914), p. 10, pp. 15-6 參照。

註三、同上百二十九頁、並に Hartley Withers : War and Lombard Street, (1915) P. 45 參照。

註四、倫敦に對しては英蘭銀行の公定割引歩合を採りたれば、東京に對しても權衡上日本銀行の公定割引歩合を用ゆるを至當と爲すが如きなれど、我日本銀行の歩合は外國の中央銀行の如く市場の金融狀態を忠實に反射するものに非ざるを以て、市中金利を用ひたり。

註五、水野重也著「改訂增補外國爲替」（大正六年六月發行）三三五―六頁參照

渡邊博士の『秘密積立金ノ推算』を讀みて

池田龍藏

余が常に畏敬して居る渡邊鐵藏博士が、今回國家學會雜誌第三十二卷第六號に於て、「秘密積立金ノ推算」（一頁――十七頁）なる論文を公にせられた。我が學者間に於てはかゝる種類の問題が非常に有益なるに拘らず取扱はるゝ事が少ないので、余は之を以て學界の慶事と打喜んで通讀した、而して豫期の如く尋常一樣の研究にあらざるを知つたのである。

元來博士の所謂秘密積立金とは、使用財貨（土地建物機械工具等）、營業財貨（原料半製品製品等）、準備財貨（通常有價證券）、及び取引財貨（債權）に對する減額評價と、其の實價との差額を意味するものであるか、其の推算方法は次の如くである。

先づ第一に公然積立金、當期純益金及び前期繰越金の合計を作り、拂込資本金に對する其の百分率を見出して其の拂込資本金一〇〇％との和を假に貸借對照表相場と名付ける、次に其の會社の株券の拂込金額を一〇〇％として之の相場との割合を求める、之を假に取引所相場と云ふ、而して取引所相場と貸借對照表相場との差たる百分率を拂込資本金に乘じたものが秘密積立金の概算額とするのである、例へば拂込資本金六百萬圓にて各種の公然積立金純益金繰越金等の合計が百八十萬圓なれば、後者は前者に對して三〇％で其の貸借對照表相場は一三〇％で